電気安全
点検100項目

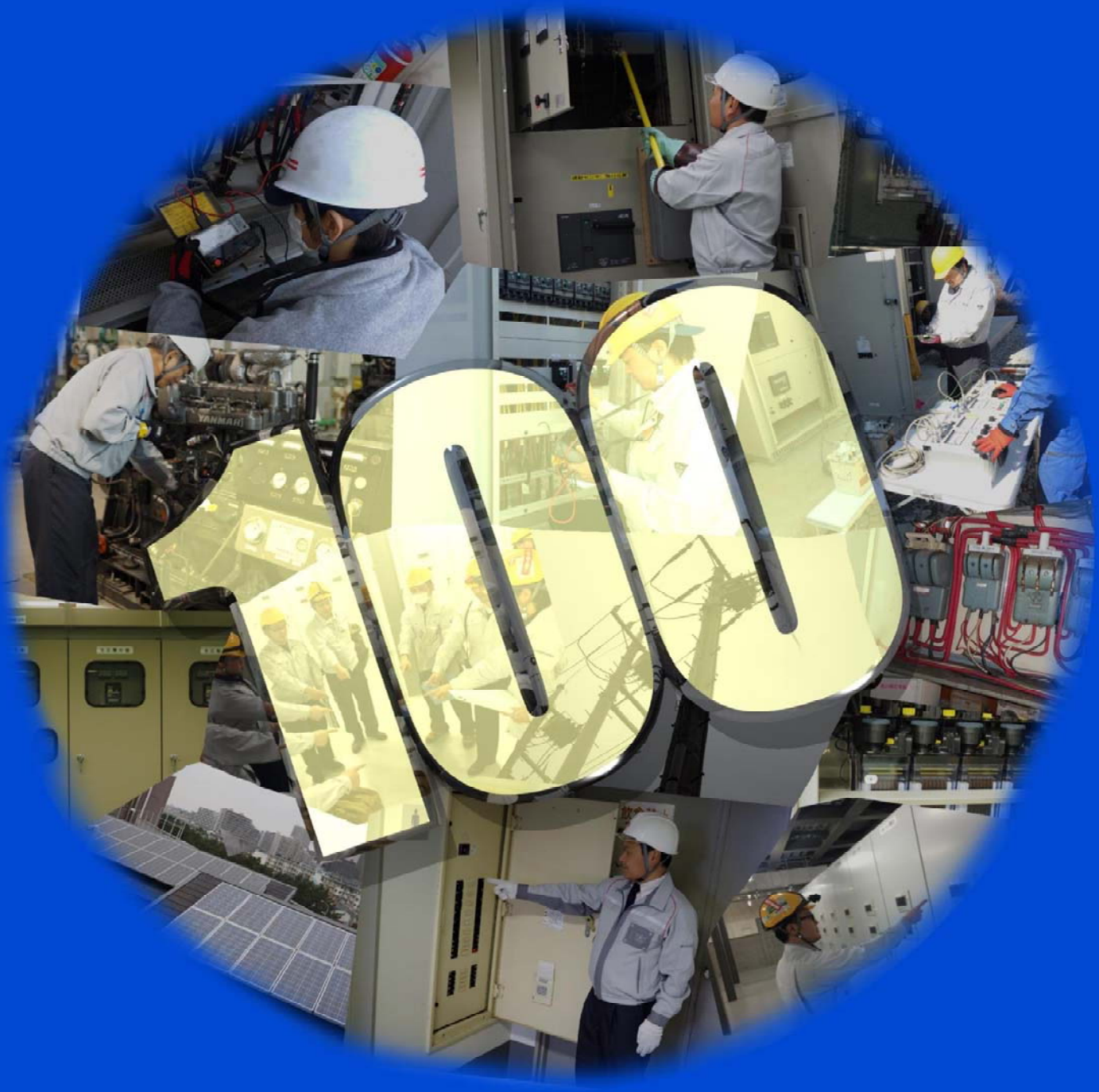

電気安全関東委員会

1967 年制定
1991 年改訂
1998 年改訂
2007 年改訂
2016 年改訂

「電気安全点検 100 項目」について

「電気安全点検 100 項目」は、高圧自家用需要家の電気工作物について自主的に点検することにより、「事故を未然に防止する」ことを目的としております。

今般、電気設備の技術基準の解釈の改正及び近年の設備実態に合わせ見直しを行いました。

項目については、総合的に網羅してありますので、設備の実態に合わせ必要な項目について適宜選択・整理してご活用ください。

また、点検周期については、月次点検・年次点検として一般的な例を示してありますので参考にしてください。

月次点検　１ヶ月に１回程度の周期で、設備が運転中の状態において外観点検、携帯用測定器による諸測定や状態チェックを行います。

年次点検　１年に１度程度の周期で、停電により設備を停止状態において外観点検、電気機械器具の内部点検、諸測定及び継電器、遮断器等の動作試験などを行います。

尚、適宜と記載しているものは、設備の入れ替えがあった時や保守点検者に変更があった時などに確認する事項としてあります。

目　　次

１．引込施設・構内電路 1
２．高圧受電設備 4
３．低圧配電設備 8
４．非常用発電設備 9
５．蓄電池設備 9
６．内燃力発電設備 10
７．太陽光発電設備 11
８．配線設備 11
９．配線器具その他 15
１０．電動機、その他機器 15
１１．特殊使用場所 16
１２．保守体制 18

（注）項目、細目欄に根拠となる法令・規程等を記載しました。（全項目に係るものは項目欄に記載しました）
「電技解釈」とは「電気設備の技術基準の解釈」のことをいいます。

1．引込施設・構内電路

項　目	細　　目	点　検		
		月次	年次	メモ
1. 架空電線	(1) 電線の種類、太さは適正か。（電技解釈第 65 条）		適宜	
	(2) 被覆の損傷はないか。	1 回/月	1 回/年	
	(3) 縁回し線が腕金、腕木などに接近しているものはないか。	1 回/月	1 回/年	
	(4) 絶縁処理部のテープはがれ、劣化、絶縁カバーの脱落はないか。	1 回/月	1 回/年	
	(5) たるみは適正か。	1 回/月	1 回/年	
	(6) 地上高は適正か。（電技解釈第 68 条）	1 回/月	1 回/年	
	(7) 樹木等の接触はないか。	1 回/月	1 回/年	
	(8) 絶縁抵抗測定、接地抵抗測定を行っているか。		1 回/年	
2. 高圧地中ケーブル	(1) ケーブルの埋設表示はよいか。（電技解釈第 120 条）	1 回/月	1 回/年	
	(2) 立ち上がりで損傷を受ける恐れがある部分には、適正な防護装置（保護管）が設けられているか。また、損傷はないか。（高圧受電設備規程 1120-3）	1 回/月	1 回/年	
	(3) ケーブルの損傷、亀裂はないか。	1 回/月	1 回/年	
	(4) 絶縁抵抗測定、接地抵抗測定を行っているか。		1 回/年	
	(5) 絶縁抵抗値が前年測定値より著しく低下していないか。		1 回/年	
3. ハンドホール・マンホール内	(1) ケーブルに損傷、亀裂はないか。	1 回/月	1 回/年	
	(2) ケーブルが浸水していないか。	1 回/月	1 回/年	
4. 高圧ケーブル端末	(1) 端末処理部の損傷、変形、汚損、トラッキング、テープのはがれはないか。	1 回/月	1 回/年	
	(2) ケーブル金属遮蔽層へ接地部材の取付は確実か。（電技解釈 123 条）		適宜	
	(3) ケーブル金属遮蔽層の接地は外れていないか。	1 回/月	1 回/年	
	(4) ブッシングの破損、ひび割れ、汚損はないか。	1 回/月	1 回/年	
5. 支持物	(1) 傾斜、腐食又は損傷の著しいものはないか。	1 回/月	1 回/年	
	(2) 電柱表面にひびや錆のにじみ出ているものはないか。	1 回/月	1 回/年	
	(3) 木柱地際の腐食はないか。	1 回/月	1 回/年	
	(4) 足場ボルト（足場釘）のゆるみはないか。	1 回/月	1 回/年	
	(5) 足場ボルト（足場釘）が地表上 1.8m未満に施設されていないか。（電技解釈第 53 条）	1 回/月	1 回/年	
6. 腕金	(1) 腕金の腐食が著しいものはないか。	1 回/月	1 回/年	
	(2) 脱落、湾曲、傾斜などはないか。	1 回/月	1 回/年	
	(3) 高圧用腕金の接地線が外れていないか。	1 回/月	1 回/年	
7. がいし等	(1) がいし類の破損、ひび割れ、汚損、脱落しているものはないか。	1 回/月	1 回/年	
	(2) バインド線のゆるみ、外れはないか。	1 回/月	1 回/年	
	(3) 塩害の恐れのあるところには、耐塩がいしを使用しているか。		適宜	
8. 支柱	(1) 本柱からの外れ、又は腐食、損傷がないか。	1 回/月	1 回/年	
9. 支線	(1) 支線のゆるみ、腐食はないか。	1 回/月	1 回/年	
	(2) 玉がいしの未取りつけ、又は破損しているものはいか。（電技解釈第 61 条）	1 回/月	1 回/年	

<table>
<tr><th rowspan="2">項　目</th><th rowspan="2">細　　目</th><th colspan="3">点　検</th></tr>
<tr><th>月次</th><th>年次</th><th>メモ</th></tr>
<tr><td>10. 吊架線</td><td>(1) ハンガーの外れ、又はずれているものはないか。
(2) 吊架線、ケーブルのたるみ、損傷はないか。
(3) 他の施設との離隔はよいか。
（電技解釈第 71 条～82 条、第 79 条を除く）
(4) ハンガーの間隔は 50cm 以下となっているか。
（電技解釈第 67 条）
(5) 吊架用線の接地線が外れていないか。</td><td>1 回/月
1 回/月
1 回/月

1 回/月

1 回/月</td><td>1 回/年
1 回/年
1 回/年

1 回/年

1 回/年</td><td></td></tr>
<tr><td>11. 架空線と建造物離隔</td><td>(1) 建造物及び他の施設（アンテナ等）との離隔距離は適正か。
<table>
<tr><td rowspan="2">上部造営材</td><td>上方</td><td>2m 以上</td><td>(1m 以上)</td></tr>
<tr><td>側方,下方</td><td>1.2m 以上</td><td>(0.4m 以上)</td></tr>
<tr><td colspan="4">（電技解釈 71 条）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">弱電流線</td><td>高圧</td><td>0.8m 以上</td><td>(0.4m 以上)</td></tr>
<tr><td>低圧</td><td>0.6m 以上</td><td>(0.3m 以上)</td></tr>
<tr><td colspan="4">（電技解釈 76 条）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">植物</td><td>高圧</td><td colspan="2" rowspan="2">接触しないこと</td></tr>
<tr><td>低圧</td></tr>
<tr><td colspan="4">（電技解釈 79 条）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">アンテナ</td><td>高圧</td><td>0.8m 以上</td><td>(0.4m 以上)</td></tr>
<tr><td>低圧</td><td>0.6m 以上</td><td>(0.3m 以上)</td></tr>
<tr><td colspan="4">（電技解釈 77 条）</td></tr>
</table>
注：（　）内はケーブル使用の場合</td><td>1 回/月</td><td>1 回/年</td><td></td></tr>
<tr><td>12. 高・低圧線の併架</td><td>(1) 高圧線と低圧線の離隔距離は 50cm 以上あるか。
（電技解釈第 74 条）
(2) 高圧線は低圧線の上部とし、別の腕金、腕木に施設されているか。</td><td>1 回/月</td><td>1 回/年

適宜</td><td></td></tr>
<tr><td>13. 柱上変圧器</td><td>(1) 地表上 4.5m以上に施設してあるか。　（電技解釈第 21 条）
(2) 架台上に確実に固定してあるか。
(3) 外箱・架台の腐食はないか。
(4) 油漏れはないか。
(5) ブッシングの破損、ひび割れ、汚損はないか。
(6) 接地線は外れていないか。　（電技解釈第 24, 29 条）
(7) 絶縁抵抗測定、接地抵抗測定等を行なっているか。
(8) 周囲の除草（つる、竹等）はされているか。</td><td>
1 回/月
1 回/月
1 回/月
1 回/月
1 回/月

1 回/月</td><td>適宜
1 回/年
1 回/年
1 回/年
1 回/年
1 回/年
1 回/年
1 回/年</td><td></td></tr>
<tr><td>14. 柱上変圧器の引下線</td><td>(1) 柱上変圧器の高圧引下げ線は、引下用高圧絶縁電線（ＰＤ線）を使用しているか。　（電技解釈第 21 条）
(2) 被覆の損傷はないか。
(3) 他の電線などとの離隔距離はよいか。　（電技解釈第 71 条）</td><td>
1 回/月
1 回/月</td><td>適宜
1 回/年
1 回/年</td><td></td></tr>
<tr><td>15. 地上設置の変圧器</td><td>(1) 高圧充電部までの離隔距離が、水平、垂直を加えて 5m 以上となるような保護柵があるか。尚、柵の高さは 1.5m以上あるか。
（電技解釈第 21 条）
（高圧受電設備規程 1130-2）
(2) 柵には「高電圧危険」の表示がしてあるか。
（電技解釈第 21 条）
(3) 接地線は外れていないか。　（電技解釈第 24 条、29 条）</td><td>1 回/月

1 回/月

1 回/月</td><td>1 回/年

1 回/年

1 回/年</td><td></td></tr>
</table>

項　目	細　　目	点　検		
		月次	年次	メモ
	(4) 油漏れはないか。	1回/月	1回/年	
	(5) ブッシングの破損、ひび割れ、汚損はないか。	1回/月	1回/年	
	(6) 耐震を考慮したアンカーボルトや導体を使用しているか。		1回/年	
	(7) アンカーボルトは堅固に固定されているか。	1回/月	1回/年	
	(8) 絶縁抵抗測定、接地抵抗測定等を行っているか。		1回/年	
16. ＰＡＳ（ＰＧＳ）	(1) 開閉が円滑にでき、開閉の状態を容易に確認できるか。		1回/年	
	(2) 外箱の損傷、発錆、変形はないか。	1回/月	1回/年	
	(3) ブッシング部分の破損、ひび割れ、汚損はないか。	1回/月	1回/年	
	(4) 引き紐の強度は十分か。		1回/年	
	(5) 動作試験、表示動作確認等を行なっているか。	1回/月	1回/年	
	(6) 周囲の除草（つる、竹等）はされているか。	1回/月	1回/年	
	(7) 接地線は外れていないか。	1回/月	1回/年	
	（電技解釈第24条、29条）			
	(8) 絶縁抵抗測定、接地抵抗測定等を行なっているか。		1回/年	
	（推奨）外箱の材質はステンレス製を推奨。アレスタは、内蔵または一号柱に施設を推奨。また、ＶＴは内蔵型を推奨。			
17. ＵＧＳ（ＵＡＳ）	(1) 開閉が円滑にでき、かつ開閉状態を容易に確認できるか。		1回/年	
	(2) 外箱の損傷、発錆、変形はないか。	1回/月	1回/年	
	(3) 接続部の変色、汚損はないか。	1回/月	1回/年	
	(4) ガス圧力低下の動作表示が出ていないか。	1回/月	1回/年	
	(5) 「高電圧危険」等の表示のほか、施錠装置などがあるか。		1回/年	
	（電技解釈第38条）			
	(6) 動作試験、表示動作確認等を行なっているか。		1回/年	
	(7) 接地線は外れていないか。	1回/月	1回/年	
	（電技解釈第24条、29条）			
	(8) 絶縁抵抗測定、接地抵抗測定等を行なっているか。		1回/年	
18. ＳＯＧ装置	(1) 制御電源は確保（表示）されているか。	1回/月	1回/年	
	(2) 故障表示は出ていないか。	1回/月	1回/年	
	(3) 整定値は適正であるか。また保護協調は図られているか。		1回/年	
	(4) 動作は適正か。		1回/年	
	(5) 接地線は外れていないか。	1回/月	1回/年	
	（電技解釈第24条、29条）			
	(6) 動作特性試験等を行なっているか。		1回/年	

２．高圧受電設備

項　目	細　　目	点　検		
		月次	年次	メモ
19.　屋外受電設備	(1) 出入り口には、取扱者以外の者が出入りしないよう、見やすい箇所に、「立入禁止」、「高電圧危険」の表示のほか、施錠装置などがあるか。（電技解釈第 38 条）（高圧受電設備規程 1130-2）	1回/月	1回/年	
	(2) 柵、塀等を設け、かつ柵、塀等の高さと、柵、塀等から充電部分までの距離との和は 5m 以上あるか。 尚、柵の高さは 1.5m以上あるか。（電技解釈第 38 条）（高圧受電設備規程 1130-2）	1回/月	1回/年	
	(3) 周囲の除草（つる、竹等）はされているか。	1回/月	1回/年	
	(4) 点検通路は幅、高さ、明るさが確保されているか。（労働安全衛生規則第 540 条～第 543 条）（高圧受電設備規程 1130-5）	1回/月	1回/年	
	(5) 消火設備は設置されているか。（高圧受電設備規程 1130-1）	1回/月	1回/年	
20.　屋内受電設備	(1) 出入り口には、取扱者以外の者が出入りしないよう、見やすい箇所に、「立入禁止」、「高電圧危険」の表示のほか、施錠装置などがあるか。（電技解釈第 38 条）（高圧受電設備規程 1130-2）	1回/月	1回/年	
	(2) 建物、窓の破損などはないか。（高圧受電設備規程 1130-1）	1回/月	1回/年	
	(3) 雨もりはないか。その痕跡はないか。	1回/月	1回/年	
	(4) 受電室の広さと高さは、巡視、点検、検査、運転操作に支障がないか。（高圧受電設備規程 1130-1）		適宜	
	(5) 換気装置の動作は確実か。（高圧受電設備規程 1130-1）	1回/月	1回/年	
	(6) 鳥獣や小動物が侵入するような穴や隙間はないか。侵入した痕跡（糞等）はないか。（高圧受電設備規程 1130-1）	1回/月	1回/年	
	(7) 扉、施錠は完全か。（電技解釈第 38 条）	1回/月	1回/年	
	(8) 受電室に不要物、可燃物はないか。（高圧受電設備規程 1130-1）	1回/月	1回/年	
	(9) 点検通路は幅、高さ、明るさが確保されているか。（労働安全衛生規則第 540 条～第 543 条）（高圧受電設備規程 1130-5）	1回/月	1回/年	
	(10) 消火設備は設置されているか。（高圧受電設備規程 1130-1）	1回/月	1回/年	
	(11) 異音、異臭はないか。	1回/月	1回/年	
21.　キュービクル式高圧受電設備	(1) 外箱は耐震を考慮したアンカーボルト等で、堅固に固定されているか。（高圧受電設備規程 1130-4）	1回/月	1回/年	
	(2) 外箱の損傷、発錆、変形はないか。	1回/月	1回/年	
	(3) 施錠はしてあるか。（電技解釈第 38 条）	1回/月	1回/年	
	(4) 鳥獣や小動物が侵入するような穴や隙間はないか。侵入した痕跡（糞等）はないか。（高圧受電設備規程 1130-4）	1回/月	1回/年 1回/年	
	(5) 扉、通気孔から雨、雪が侵入する恐れはないか。その痕跡はないか。（高圧受電設備規程 1130-4）	1回/月	1回/年	
	(6) 換気扇は正常か。	1回/月	1回/年	
	(7) 扉のストッパーに損傷、変形はないか。	1回/月	1回/年	

項　目	細　　目	点　検		
		月次	年次	メモ
	(8) 周囲の空間は充分に確保されているか。 （労働安全衛生規則第 540 条～第 543 条） （高圧受電設備規程 1130-3、1130-4）	1回/月	1回/年	
	(9) 操作の際、充電部に触れる恐れがないように防護板等が施設されているか。	1回/月	1回/年	
	(10)「変電設備」、「高電圧」などの標識は取り付けてあるか。 （電技解釈第 38 条）	1回/月	1回/年	
	(11) 周囲の除草（つる、竹等）はされているか。	1回/月	1回/年	
	(12) 点検通路は幅、高さ、明るさが確保されているか。 （労働安全衛生規則第 540 条～第 543 条） （高圧受電設備規程 1130-5）	1回/月	1回/年	
	(13) 消火器は設置されているか。	1回/月	1回/年	
	(14) 異音、異臭はないか。	1回/月	1回/年	
22.　消火器	(1) 設置場所は適正であるか。	1回/月	1回/年	
	(2) 電気火災用の消火器であるか。	1回/月	1回/年	
	(3) 消火器の容量は良いか。		1回/年	
	(4) 消火器は有効期間内のものであるか。		1回/年	
23.　零相変流器	(1) 接地線は外れていないか。（電技解釈第 29 条）	1回/月	1回/年	
	(2) リーク痕はないか。		1回/年	
24.　断路器	(1) がいしに破損、汚損はないか。	1回/月	1回/年	
	(2) 刃と刃受けとの接触状態は良いか。また変色はないか。	1回/月	1回/年	
	(3) 操作が容易にでき、かつ危険のないように施設されているか。		1回/年	
	(4) 鎖錠装置、インターロック機構が確実に作動するか。			
	(5) 接地線は外れていないか。（電技解釈第 29 条）		1回/年	
	(6) 操作確認、絶縁抵抗測定等を行なっているか。	1回/月	1回/年	
	(7) 可動刃に亀裂、破損はないか。		1回/年	
	（推奨）絶縁バリアの取付を推奨。（高圧受電設備規程 資料 0-2）		1回/年	
25.　高圧交流負荷 開閉器（ＬＢＳ）	(1) 開閉操作は適正か。		1回/年	
	(2) がいし及びブッシングの損傷、汚損はないか。	1回/月	1回/年	
	(3) 刃及び刃受けの損傷、変色はないか。	1回/月	1回/年	
	(4) 接地線は外れていないか。（電技解釈第 29 条）	1回/月	1回/年	
	(5) 継電器との連係動作試験、絶縁抵抗測定等を行なっているか。		1回/年	
	(6) アークシュートの亀裂、損傷、脱落はないか。 （推奨）絶縁バリアの取付を推奨。（高圧受電設備規程 資料 0-2）		1回/年	
26.　遮断器 （OCB、VCB）	(1) 油漏れ、ブッシングの損傷はないか。	1回/月	1回/年	
	(2) 異音、異臭はないか。	1回/月	1回/年	
	(3) 過熱はないか。	1回/月	1回/年	
	(4) 真空バルブの汚損、亀裂はないか。	1回/月	1回/年	
	(5) 開閉状態の表示が確認できるか。	1回/月	1回/年	
	(6) 接地線は外れていないか。（電技解釈第 29 条）	1回/月	1回/年	
	(7) 開閉操作確認、継電器との連動試験、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定等を行なっているか。		1回/年	
	(8) PCB 使用機器に表示はしてあるか。	1回/月	1回/年	

項　目	細　　目	点　検		
		月次	年次	メモ
27.　保護継電器	(1) 自動遮断又は警報する地絡継電器の整定値は適正であるか。また保護協調は図られているか。		1回/年	
	(2) 過電流継電器の整定値は適正であるか。また保護協調は図られているか。		1回/年	
	(3) 地絡及び過電流継電器試験用端子の取付け状態はよいか。		1回/年	
	(4) 継電器動作特性試験等を行なっているか。		1回/年	
28.　操作用電源	(1) 電源容量は十分であるか。		適宜	
	(2) 電源喪失の際、保守員が容易に感知できる表示又は警報装置が動作するか。		1回/年	
29.　ＶＴ、ＣＴ	(1) 端子の変色、異音、異臭はないか。	1回/月	1回/年	
	(2) 発錆、塗料の剥離はないか。	1回/月	1回/年	
	(3) 本体に亀裂やコンパウンドの流出はないか。	1回/月	1回/年	
	(4) 特性、容量は適正か。		適宜	
	(5) 限流ヒューズが使用されているか。		1回/年	
	(6) 接地線は外れていないか。　（電技解釈第28条、29条）	1回/月	1回/年	
	(7) 絶縁抵抗測定等を行なっているか。		1回/年	
	(8) 破損やリーク痕はないか。	1回/月	1回/年	
30.　高圧カットアウト、高圧カットアウト用ヒューズ	(1) 操作が容易にでき、かつ危険のないように施設されているか。		1回/年	
	(2) 接続部の変色はないか。	1回/月	1回/年	
	(3) 接触部のゆるみはないか。		1回/年	
	(4) 容量は適正であるか。		適宜	
	(5) 予備のヒューズは用意してあるか。	1回/月	1回/年	
	(6) がいしの汚損や損傷、亀裂はないか。	1回/月	1回/年	
	(7) 絶縁抵抗測定等を行なっているか。		1回/年	
	(8) アークシュートの亀裂、損傷、脱落はないか。		1回/年	
31.　変圧器	(1) 異音、異臭はないか。	1回/月	1回/年	
	(2) 油漏れ、ブッシングの損傷はないか。	1回/月	1回/年	
	(3) モールドに損傷、亀裂はないか。	1回/月	1回/年	
	(4) 低圧口出し線と低圧幹線との接続部に過熱はないか。	1回/月	1回/年	
	(5) 温度が異常に上昇していないか。	1回/月	1回/年	
	(6) 外箱の接地線は外れていないか。　（電技解釈第29条）	1回/月	1回/年	
	(7) Ｂ種接地は適切に設置されているか。		1回/年	
	(8) 基礎に耐震を考慮したアンカーボルトなどで堅固に固定してあるか。	1回/月	1回/年	
	(9) 高圧側ブッシング充電部の露出はないか。	1回/月	1回/年	
	(10) 変圧器端子への配線が銅帯の場合は、フレキシブル銅帯を使用し、適当な余長を設けてあるか。		適宜	
	(11) 絶縁抵抗測定、接地抵抗測定等を行なっているか。Ｂ種接地抵抗は一般送配電事業者が指定する値以下であるか。（一般送配電事業者に確認を要する）　（電技解釈第24条）		1回/年	
	(12) Ｂ種接地線における漏洩電流測定を行っているか。	1回/月	1回/年	
	(13) ＰＣＢ使用機器に表示はしてあるか。		適宜	

項　目	細　　目	点　検		
		月次	年次	メモ
32.　コンデンサ、直列リアクトル	(1) 外箱の変形、損傷、亀裂、発錆はないか。	1回/月	1回/年	
	(2) 異音、異臭はないか。	1回/月	1回/年	
	(3) 油漏れ、ブッシングの損傷はないか。	1回/月	1回/年	
	(4) 過熱していないか。	1回/月	1回/年	
	(5) 接地線は外れていないか。　(電技解釈第29条)	1回/月	1回/年	
	(6) コンデンサの静電容量に問題はないか。		適宜	
	(7) 絶縁抵抗測定等を行なっているか。		1回/年	
	(8) ＰＣＢ使用機器に表示はしてあるか。		適宜	
33.　避雷器	(1) 接地線は外れていないか。　(電技解釈第37条)	1回/月	1回/年	
	(2) がいし部分の損傷、汚損はないか。	1回/月	1回/年	
	(3) 絶縁抵抗測定等を行なっているか。		1回/年	
34.　母線	(1) 線間離隔は適切か。	1回/月	1回/年	
	(2) 支持がいし、電線支持物に破損、汚損はないか。	1回/月	1回/年	
	(3) 被覆の損傷はないか。	1回/月	1回/年	
	(4) バインド線のゆるみ・破断はないか。	1回/月	1回/年	
	(5) 接続部の締め付けは良いか。		1回/年	
	(6) 絶縁抵抗測定等を行なっているか。		1回/年	
35.　相別表示	(1) 見やすい箇所に相別の表示があるか。		1回/年	
36.　照明設備	(1) 照明は適正であるか。照度は受電盤の計器面において300ルクス以上、その他の場所では70ルクス以上とすること。(労働安全衛生規則第604条)		適宜	
	(2) 灯器の破損や点灯しないものはないか。	1回/月	1回/年	
37.　その他高圧機器	(1) 取扱者が点検又は操作の際、容易に触れる恐れのないような防護施設がしてあるか。	1回/月	1回/年	
	(2) 機械器具の固定状況は良いか。	1回/月	1回/年	
	(3) 接地線は外れていないか。　(電技解釈第29条)	1回/月	1回/年	
	(4) 付近に不必要なものを置いていないか。	1回/月	1回/年	
	(5) 絶縁抵抗測定等を行なっているか。		1回/年	

３．低圧配電設備

項　目	細　　目	点　検		
		月次	年次	メモ
38.　配電盤	(1) 配電盤に取り付ける器具及び電線は、点検できるように施設されているか。		適宜	
	(2) 計器類の指示は適正か。	1回/月	1回/年	
	(3) 絶縁抵抗測定、接地抵抗測定等を行なっているか。		1回/年	
	(4) 異臭、異音はないか。	1回/月	1回/年	
	(5) 開閉器類の種類、容量は適正か。		適宜	
	(6) 開閉器類に回路名、及びヒューズ容量などの表示がしてあるか。		1回/年	
	(7) 接触不良等で過熱していないか。	1回/月	1回/年	
39.　低圧分電盤	(1) 単相３線式配線の中性線に銅バーを入れてあるか。		適宜	
	(2) 接地線の外れているものはないか。　(電技解釈第 29 条)	1回/月	1回/年	
	(3) 行き先表示が取り付けられているか。		1回/年	
	(4) 絶縁抵抗測定、接地抵抗測定等を行なっているか。 (電技省令第 58 条) (電技解釈第 14 条)		1回/年	
40.　配線用遮断器・開閉器	(1) 2 極 1 素子の遮断器の素子が、非接地側に入っているか。		適宜	
	(2) 単相 2 線 200V 回路は 2 極 2 素子が使用されているか。		適宜	
	(3) 単相３線式の配線用遮断器は中性線欠相保護機能付きか。		適宜	
	(4) 端子に緩みはないか。		1回/年	
41.　ヒューズ	(1) 容量は適正であるか。またその取り付け方法は適正か。 (内線規程 1360 節)		適宜	
	(2) 変形、変色しているものはないか。	1回/月	1回/年	
	(3) 糸ヒューズ、又は板ヒューズ（爪なし）を使用しているものはないか。　(電技解釈第 33 条) (内線規程 1360-6)	1回/月	1回/年	
	(4) 非包装ヒューズを木箱など、燃えやすい箱の内部に施設していないか。　(電技解釈第 150 条) (内線規程 1360-15)		1回/年	
	(5) 予備ヒューズは用意されているか。	1回/月	1回/年	
42.　漏電遮断器	(1) 漏電遮断器の種類、容量は適正か。　(電技解釈第 36 条) (内線規程 1375 節)		適宜	
	(2) 単相３線式電路に施設する漏電遮断器は、中性線欠相保護機能付のものを使用しているか。		適宜	
	(3) テストボタンによる動作は確実か。		1回/年	
43.　照明設備	(1) 配電盤の計器類の照明は適正であるか。照度は配電盤の計器面において 300 ルクス以上、その他の場所では 70 ルクス以上とすること。　(労働安全衛生規則第 604 条)		適宜	
	(2) 灯器の破損や点灯しないものはないか。	1回/月	1回/年	

４．非常用発電設備

項　目	細　　目	点　検		
		月次	年次	メモ
44.　発電機室	(1) 出入り口には取扱者以外の者が出入りしないよう見やすい箇所に「立入禁止」、「発電設備」の表示のほか、施錠装置などがあるか。（電技解釈第 38 条）	1回/月	1回/年	
	(2) 鳥獣や小動物が侵入するような穴や隙間はないか。侵入した痕跡（糞等）はないか。	1回/月	1回/年	
	(3) 換気装置の動作は確実か。	1回/月	1回/年	
	(4) 室内は整理・整頓がされているか。	1回/月	1回/年	
	(5) 電気火災に有効な消火設備が設置されているか。		1回/年	
45.　機関及び付属装置	(1)　損傷、汚損はないか。	1回/月	1回/年	
	(2) 潤滑油、冷却水及び燃料は適量か。	1回/月	1回/年	
	(3) 給排気装置に損傷、汚損はないか。	1回/月	1回/年	
	(4) 始動用バッテリーの液量、比重、電圧は良いか。また、メンテナンスフリーの場合は、推奨交換時期を超えていないか。	1回/月	1回/年	
	(5) 床、壁、柱等の構造体又は基礎に耐震を考慮したアンカーボルトなどで堅固に固定してあるか。	1回/月	1回/年	
	(6) 始動試験は実施しているか。	適宜	1回/年	
46.　電気設備等	(1) 接地線は外れていないか。	1回/月	1回/年	
	(2) 接続部にゆるみはないか。		1回/年	
	(3) 開閉器、遮断器等の動作は確実か。		1回/年	
	(4) 保護継電器の動作特性及び連動動作試験は適正か。（電技解釈第 42 条）		1回/年	
	(5) 絶縁抵抗測定、接地抵抗測定等を行っているか。		1回/年	
	(6) 実負荷試験を実施しているか。（消防法 17 条 3 の 3）		1回/年	

５．蓄電池設備

項　目	細　　目	点　検		
		月次	年次	メモ
47.　蓄電池設備等	(1) 接続部にゆるみはないか。	1回/月	1回/年	
	(2) バッテリーの液量、比重、電圧は良いか。	1回/月	1回/年	
	(3) 充電回路の電圧は正常か。	1回/月	1回/年	
	(4) 負荷設備への連動動作試験は正常か。		1回/年	

６．内燃力発電設備

項　目	細　　目	点　検		
		月次	年次	メモ
48.　発電機室	(1) 出入り口には取扱者以外の者が出入りしないよう見やすい箇所に「立入禁止」、「発電設備」の表示のほか、施錠装置などがあるか。（電技解釈第 38 条）	1回/月	1回/年	
	(2) 建物は雨漏り、窓の破損などで施設に危険あるいは損傷を及ぼす恐れはないか。	1回/月	1回/年	
	(3) 室内には不必要のものが置いてないか。	1回/月	1回/年	
	(4) 換気装置の動作は確実か。	1回/月	1回/年	
	(5) 室内に機関付属の燃料タンク以外に燃料を貯蔵していないか。	1回/月	1回/年	
	(6) 鳥獣や小動物が侵入するような穴や隙間はないか。侵入した痕跡（糞等）はないか。	1回/月	1回/年	
49.　機関及び付属装置	(1) 損傷、汚損はないか。	1回/月	1回/年	
	(2) 機関の排気は煙突又は排気管によって直接外部に排出する構造になっているか。 （可搬式発電装置については特に注意する。）	1回/月	1回/年	
	(3) 排気管及び消音機など運転中高温となるものが可燃物に接近又は接触して火災などの危険を起こさないように施設してあるか。	1回/月	1回/年	
	イ) 建物の可燃性の壁を貫通する部分には、適当な断熱装置を施してあるか。		1回/年	
	ロ) 可燃壁などに沿って設ける場合は、壁面等から 30cm 以上離して設けてあるか。		1回/年	
	ハ) 人の触れる恐れのある部分は、断熱材を持って覆ってあるか。又は金網などで防護してあるか。		1回/年	
	(4) フライホイール及び発電機等の駆動部分に有効な覆い、又は柵等が施設されているか。		1回/年	
	(5) 排気口は雨露の浸入しないような構造になっているか。	1回/月	1回/年	
	(6) 床、壁、柱等の構造体又は基礎に耐震を考慮したアンカーボルトなどで堅固に固定してあるか。	1回/月	1回/年	
	(7) 配管系統に水漏れ、油漏れ、空気漏れはないか。	1回/月	1回/年	
	(8) 機関と配管との接続は、可とう管を用いているか。		1回/年	
	(9) 潤滑油、冷却水及び燃料は適量か。	1回/月	1回/年	
	(10) 始動用バッテリーの液量、比重、電圧は良いか。また、メンテナンスフリーの場合は、推奨交換時期を超えていないか。	1回/月	1回/年	
	(11) 始動試験は実施しているか。	適宜	1回/年	
50.　電気設備等	(1) 高圧充電部は人の触れる恐れがないか。 （特に発電機リード端子と電線との接続部分に注意する。）		1回/年	
	(2) 接地線は外れていないか。（電技解釈第 29 条）	1回/月	1回/年	
	(3) 照明設備は適正であるか。	1回/月	1回/年	
	(4) 電気火災に有効な消火設備が設置されているか。	1回/月	1回/年	
	(5) 発電機、母線、その他付属機器の絶縁抵抗測定を行っているか。		1回/年	

項　目	細　　目	点　検		
		月次	年次	メモ
	(6) 無負荷運転は月１～2 回、実負荷運転を１年に１回程度の周期で行っているか。また、記録が整理保存されているか。 (7) 保護継電器の動作試験を実施しているか。		１回/年 １回/年	

７．太陽光発電設備

項　目	細　　目	点　検		
		月次	年次	メモ
51.　太陽電池アレイ接続箱	(1) 表面の汚れ，破損はないか (2) 架台や接続箱の腐食，発錆はないか (3) 配線の損傷，ゆるみはないか (4) 接地線は外れていないか。（電技解釈第 29 条） (5) 架台や接続箱の接地抵抗測定を行っているか。	２回/年 ２回/年 ２回/年 ２回/年 ２回/年		
52.　パワーコンディショナ	(1) 損傷，破損，発錆，異音，異臭，換気口フィルタの目詰まりはないか。 (2) 制御電源は確保（表示）されているか。 (3) 継電器の故障表示は出ていないか。 (4) 継電器の整定値は適正か。 (5) 継電器動作は適正か。 (6) 開閉器，遮断器等の動作は適正か。 (7) 接地線は外れていないか。（電技解釈第 29 条） (8) 接地抵抗測定を行なっているか。	２回/年 ２回/年 ２回/年 ２回/年	１回/年 １回/年 １回/年 １回/年	

８．配線設備

項　目	細　　目	点　検		
		月次	年次	メモ
53.　使用電線	(1) 被覆に損傷のあるものはないか。 (2) 電線の種類、太さは適正か。（電技解釈第 146 条） (3) 不要な電線はないか。	１回/月 適宜	１回/年 適宜	
54.　電線相互の接続	(1) 電線、ケーブル接続の絶縁処理はよいか。テープなどがはがれていないか。 (2) 接続部が過熱していないか。 (3) 接続部が、ボックス内に押し付けられていないか。	１回/月 １回/月	１回/年 １回/年 １回/年	
55.　配線の分岐	(1) 分岐点の接続方法は適正か。 (2) 分岐の電線の太さは適正か。（電技解釈第 146 条） (3) 分岐の過電流保護は適正か。（電技解釈第 148 条）		適宜 適宜 適宜	

<table>
<tr><th rowspan="2">項　目</th><th rowspan="2">細　　目</th><th colspan="3">点　検</th></tr>
<tr><th>月次</th><th>年次</th><th>メモ</th></tr>
<tr><td>56.　電線と機器端子との接続
（電技解釈第 150 条、151 条）</td><td>(1) 締め付けのゆるみはないか。
(2) 接続部が変色していないか。
(3) 接続部が過熱していないか。
(4) 充電部分が露出していないか。
(5) 接続点に張力が加わっていないか。
(6) 湿気の多い場所又は水気のある場所では、防湿装置が施してあるか。</td><td>
1 回/月
1 回/月
1 回/月
1 回/月
1 回/月</td><td>1 回/年
1 回/年
1 回/年
1 回/年
1 回/年
1 回/年</td><td></td></tr>
<tr><td>57.　がいし引き工事
（電技解釈第 157 条）</td><td>(1) 人が容易に触れる恐れはないか。
(2) がいし、がい管の破損、脱落はないか。またバインド線のゆるみ、外れはないか。
(3) 電線の支持点間の距離、電線相互の間隔及び電線と造営材等との離隔距離は適正か。
<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">使用電圧</th></tr><tr><th>300V 以下の場合</th><th>300V を超える場合</th></tr><tr><td>イ)相互の関係</td><td>6cm 以上</td><td>6cm 以上</td></tr><tr><td>ロ)造営材との離隔距離</td><td>2.5cm 以上</td><td>4.5cm 以上
(乾燥しているところは 2.5cm 以上)</td></tr><tr><td>ハ)支持点間の距離
・造営材の上面又は側面に沿って取り付ける場合
・それ以外の場合</td><td>2m 以下</td><td>2m 以下

6m 以下</td></tr></table></td><td>1 回/月
1 回/月</td><td>1 回/年
1 回/年

適宜</td><td></td></tr>
<tr><td>58.　合成樹脂管工事
（電技解釈第 158 条）</td><td>(1) 接続部分の外れているものはないか。
(2) 管の損傷しているものはないか。
(3) 重量物や著しい機械的衝撃などによる外傷を受ける恐れのある場合、適正な防護装置があるか。
(4) 支持点間の距離はよいか。</td><td>1 回/月
1 回/月</td><td>1 回/年
1 回/年
適宜
適宜</td><td></td></tr>
<tr><td>59.　金属管工事
（電技解釈第 159 条）</td><td>(1) 管端にブッシング等のないもの、又は脱落しているものはないか。
(2) ラス張り、トタン張り等の木造造営材で、ラス等との絶縁、貫通部分の絶縁は適正か。
(3) 湿気の多い場所又は水気のある場所では、防湿装置が施してあるか。
(4) 管相互の接続、管と付属品との接続は良いか。また接続部に錆止めはしてあるか。
(5) 管及びボックス等は造営材に堅ろうに取り付けられているか。また、支持点間の距離はよいか。
(6) 接地線は外れていないか。
(7) 管及びボックス等で錆の著しいものはないか。</td><td>1 回/月

1 回/月

1 回/月
1 回/月</td><td>1 回/年
適宜
1 回/年
1 回/年
1 回/年
1 回/年</td><td></td></tr>
</table>

項　目	細　　目	点　検		
		月次	年次	メモ
60.　金属可とう電線管工事 （電技解釈第 160 条）	(1) 点検できる乾燥した場所以外に、１種金属製可とう電線管（フレキシブルコンジット）が使用されていないか。		1回/年	
	(2) 湿気の多い場所又は水気のある場所の２種金属製可とう電線管（プリカチューブ）には、防湿装置がしてあるか。		1回/年	
	(3) サドル等、管の支持物に外れ、損傷はないか。	1回/月	1回/年	
	(4) 接続部分の外れているものはないか。	1回/月	1回/年	
	(5) 切口は滑らかになっているか。	1回/月	1回/年	
	(6) 管の途中で、口が開いているところはないか。	1回/月	1回/年	
	(7) 接地線は外れていないか。	1回/月	1回/年	
61.　金属ダクト工事 （電技解釈第 162 条）	(1) 電線の引出しは、適正に施設されているか。	1回/月	1回/年	
	(2) 垂直配列部分で、電線の重量が局部的にかかっていないか。	1回/月	1回/年	
	(3) 終端は閉そくされているか。		適宜	
	(4) 錆の著しいものはないか。	1回/月	1回/年	
	(5) 堅ろうに支持されているか。また、支持点間の距離はよいか。	1回/月	1回/年	
	(6) ダクトの内面は、電線の被覆に傷がつかないようになっているか。	1回/月	1回/年	
	(7) 接地線は外れていないか。	1回/月	1回/年	
62.　バスダクト工事 （電技解釈第 163 条）	(1) 終端は閉そくされているか。		適宜	
	(2) 堅ろうに支持されているか。	1回/月	1回/年	
	(3) 接地線は外れていないか。	1回/月	1回/年	
63.　フロアダクト工事 （電技解釈第 165 条）	(1) じんあい、水などがたまっていないか。		適宜	
	(2) 引出し部分の電線は、被覆が損傷していないか。		適宜	
	(3) 電話線等と併用する場合は、隔壁（セパレータ）があるか。		適宜	
	(4) 接地線は外れていないか。		適宜	
64.　ケーブル工事 （電技解釈第 164 条）	(1) 造営材の下面又は側面に沿って取り付ける場合、支持点間の距離は良いか。 （2m 以下、人が触れる恐れがない場所において垂直取付けの場合 6m 以下。）	1回/月	1回/年	
	(2) 外傷を受ける恐れがある場合には、適切な防護装置がしてあるか。		適宜	
	(3) ケーブルの被覆金属体及び金属製防護装置の接地線は外れていないか。 （使用電圧が 300V を超える場合）	1回/月	1回/年	
	(4) ＣＶケーブルを使用している場合は、紫外線劣化しないように処置を施しているか。	1回/月	1回/年	
65.　屋側配線	(1) 高圧配線はケーブル工事で施設されているか。 （電技解釈第 111 条）		適宜	
	(2) 低圧配線はがいし引き工事、合成樹脂管工事、金属管工事、バスダクト工事、ケーブル工事で施設されているか。 （電技解釈第 110 条）		適宜	

項　目	細　　目	点　検		
		月次	年次	メモ
66.　弱電流電線、水管、ガス管等との離隔	(1) 配線と弱電流電線、水管、ガス管等との離隔は適正か。 イ) 高圧は 15cm 以上。　(電技解釈第 111 条) ロ) 低圧がいし引き工事の場合は 10cm 以上。 (電技解釈第 167 条) ハ) その他の工事の場合は、直接接触しないこと。 (電技解釈第 167 条)		適宜	
67.　移動電線 (電技解釈第 171 条)	(1) 屋内に施設する 300V 以下の移動電線は、ビニルコード以外のコード又は ビニルキャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルを使用しているか。 (2) 屋内に施設する 300V を超える低圧の移動電線は、１種キャブタイヤケーブル及びビニルキャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルを使用しているか。 (3) 屋側又は屋外に施設する 300V 以下の移動電線は、１種キャブタイヤケーブル及びビニルキャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルを使用しているか。 (4) 移動電線の太さは、0.75mm² 以上のものを使用しているか。		１回/年 １回/年 １回/年 １回/年	
68.　移動電線の使用方法	(1) 造営物に固定しているものはないか。 (2) 被覆の損傷しているものはないか。 (3) 被覆の損傷する恐れのある場所では、防護措置をしていないものはないか。 (4) 通行の障害となる場所での使用方法は適正か。 (5) 低圧屋内配線、電気使用機器との接続は、 差し込み接続器を使用しているか。　(電技解釈第 171 条)	１回/月 １回/月 １回/月 １回/月 １回/月	１回/年 １回/年 １回/年 １回/年 １回/年	
69.　電球線 (電技解釈 170 条)	(1) 屋内に施設する 300V 以下の電球線は、ビニルコード（ビニルキャブタイヤコードを含む。）以外のコード又はビニルキャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルを使用しているか。 (2) 屋側又は屋外に施設する 300V 以下の電球線は、１種キャブタイヤケーブル及びビニルキャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルを使用しているか。 (3) 電球線の太さは、0.75mm² 以上のものを使用しているか。		１回/年 １回/年 １回/年	
70.　電球線の使用方法	(1) 造営物に固定しているものはないか。 (2) 被覆の損傷しているものはないか。 (3) 電球線と屋内配線との接続点部に、器具等の重量がかかっていないか。　(電技解釈第 170 条)	１回/月 １回/月 １回/月	１回/年 １回/年 １回/年	
71.　移動電線及び電球線の接続部	(1) コード相互、キャブタイヤケーブル相互等の接続部に接続器具を用いないで、直接接続 しているものはないか。 (電技解釈第171条) (2) 電線相互及び電線と機械器具との接続部で、ゆるみのあるもの又は損傷しているものはないか。 (3) 接地線と差し込み接続器及び接地線と機械器具との接続部で、ゆるみ、はずれのあるものはないか。(感電防止)	１回/月 １回/月 １回/月	１回/年 １回/年 １回/年	

９．配線器具その他

項　目	細　　目	点　検		
		月次	年次	メモ
72.　点滅器	(1) カバーやプレートが破損し、充電部が露出しているものはないか。	1回/月	1回/年	
	(2) 操作が不具合のもの、また、接触不良で過熱していないか。	1回/月	1回/年	
	(3) 堅固に取り付けてあるか。	1回/月	1回/年	
	(4) 電線の接続は適正か。		1回/年	
73.　差し込み接続器・ねじ込み接続器	(1) カバーやプレートが破損し、充電部に触れる恐れはないか。	1回/月	1回/年	
	(2) 容量は適正か。また分岐回路（低圧屋内電路）の種類に適合しているか。		適宜	
	(3) 分岐回路（低圧屋内電路）の種類に適合しているか。		適宜	
	(4) プラグの差し込み、又はねじ込みが不具合のものはないか。	1回/月	1回/年	
74.　コンセント	(1) カバーやプレートが破損し、充電部に触れる恐れはないか。	1回/月	1回/年	
	(2) 用途と種類及び構造は、適正なものを使用しているか。		適宜	
	(3) 確実に取り付けてあるか。	1回/月	1回/年	
	(4) コンセントと電線の接続は適正か。		適宜	
	(5) 接続部にほこり、結露はないか。（機器、機材の後ろ等、普段目に付かない場所は要注意。）	1回/月	1回/年	
	(6) 過熱痕やトラッキング現象が生じていないか。	1回/月	1回/年	
	(7) 屋外、湿度の多い場所等には接地極付が使用してあるか。（それ以外の場所でも接地極付が望ましい。）	1回/月	1回/年	
75.　照明器具	(1) 取り付け方法は適正か。		1回/年	
	(2) ダウンライトに、断熱材がかぶさっていないか。（S_D,S_{GI},S_G を除く）		1回/年	
	(3) 燃えやすいものに白熱電球が触れたりする恐れはないか。	1回/月	1回/年	
76.　屋外、屋側の照明器具等	(1) 照明器具及び点滅器、開閉器等は屋外用のものを使用し、堅ろうに取り付けてあるか。また、破損していないか。	1回/月	1回/年	
	(2) 電線（引下げ線等）に乱雑なものはないか。	1回/月	1回/年	
	(3) ラス張り、トタン張りなどの木造造営材に施設する器具には、木台その他の絶縁物が適正に使用されているか。		適宜	

１０．電動機、その他機器

項　目	細　　目	点　検		
		月次	年次	メモ
77.　低圧電動機・高圧電動機	(1) 特殊場所に使用する電動機は、それに適した構造のものか。		適宜	
	(2) 過負荷保護装置は設置されているか。（電技解釈第 153 条）		適宜	
	(3) 異常な音や振動はないか。	1回/月	1回/年	
	(4) 端子箱がないため又はその破損のため、充電部分が露出しているものはないか。	1回/月	1回/年	
	(5) 取り付けボルトにゆるみ、破損、発錆はないか。	1回/月	1回/年	
	(6) リード線と配線の接続はゆるんでいないか。		1回/年	
	(7) 接地線は外れていないか。	1回/月	1回/年	

項　目	細　　目	点　検		
		月次	年次	メモ
	(8) 温度が高くなっているものはないか。 (9) 軸受けの油はよいか。 (10)配線のテープ巻きはよいか。 (11)端子及びリード線部分に、適正な防護装置があるか。（高圧電動機の場合）	1回/月 1回/月 1回/月	1回/年 1回/年 1回/年 適宜	
78. 始動機及び開閉器	(1) 接触部が、甚だしく磨耗していないか。 (2) 充電部が露出して、人が触れやすいところはないか。 (3) 開閉操作が円滑にできるか。	1回/月 1回/月	1回/年 1回/年 1回/年	
79. 電熱器	(1) 配線との接続箇所がゆるんでいないか。 (2) 接地線は外れていないか。 (3) 電熱器の近くに、燃えやすいものはないか。	 1回/月 1回/月	1回/年 1回/年 1回/年	
80. 溶接器	(1) 電線には、溶接用ケーブルなど適正なケーブルが使用されているか。また、接続は完全に行われているか。（帰線側を含む。また、外傷を受ける恐れのある場合、防護装置を施してあるか。） (2) 溶接棒ホルダーは絶縁形のものであるか。また絶縁部の破損はないか。 (3) 接地線は外れていないか。 (4) 交流アーク溶接機の場合は、自動電撃防止装置が設置されているか。	 1回/月 1回/月 1回/月	1回/年 1回/年 1回/年 1回/年	
81. アークを生じる機器	(1) 高圧の場合、可燃質の造営材から 1m 以上離れているか。また、危険のないように施設されているか。		適宜	
82. 一般移動用機器	(1) 機器外箱に損傷の著しいものはないか。 (2) 付属コード等に損傷しているものはないか。 (3) 接地を施す必要のある機器の接地線は外れていないか。	1回/月 1回/月 1回/月	1回/年 1回/年 1回/年	
83. 保護装置	(1) 電磁開閉器又は保護継電器の動作はよいか。 (2) 配線用遮断器やヒューズの容量は適正か。		1回/年 適宜	

１１．特殊使用場所

項　目	細　　目	点　検		
		月次	年次	メモ
84. 湿気の多い場所又は水気のある場所	(1) 電気機械器具は防湿、防雨、防浸形のものを使用しているか。 (2) 漏電遮断器を施設しているか。		適宜 適宜	
85. 粉じんの多い場所 （電技解釈第 175 条）	(1) 爆発性粉塵又は火薬類の粉末が存在する場所には金属管工事又はケーブル工事（キャブタイヤケーブルを使用するものを除く）で施設されているか。 (2) 可燃性粉塵の存在する場所には合成樹脂管工事（厚さ 2mm 以上）、金属管工事、ケーブル工事で施設されているか。 (3) 爆発性粉塵又は火薬類の粉末が存在する場所の電気機械器具は粉塵防爆特殊防塵構造のものを使用しているか。 (4) 可燃性粉塵の存在する場所の電気機械器具は粉塵防爆普通防塵構造のものを使用しているか。		適宜 適宜 適宜 適宜	

項　目	細　　目	点　検		
		月次	年次	メモ
86.　可燃性ガス等のある場所 （電技解釈第 176 条）	(1) 金属管工事又はケーブル工事（キャブタイヤケーブルを使用するものを除く）で施設されているか。 (2) 電気機械器具は耐圧防爆構造、内圧防爆構造、油入防爆構造のものを使用しているか。　（内線規程 3420 節）		適宜 適宜	
87.　危険物等の存在する場所 （電技解釈第 177 条）	(1) 合成樹脂管工事（厚さ 2mm 以上）、金属管工事又はケーブル工事であるか。なお、ケーブルは鋼帯などのがい装を有するケーブル、MI ケーブルを使用する場合を除き、管その他の防護装置に収めて施設しているか。 (2) 電気機械器具は全閉型のものを使用しているか。（電熱器具を除く）		適宜 適宜	
88.　腐食性ガスのある場所 （内線規程 3425 節）	(1) 防食塗料が施してあるか。また金属管の内部に侵入しないような処置が施されているか。 (2) ガス・溶液の影響を受けない対策がとられているか。又、ガス・溶液の影響を受けていないか。		1 回/年 1 回/年	
89.　ショウケース内の配線 （電技解釈第 172 条）	(1) 外部から見やすい場所に施設しているか。また、点検が容易にできるように施設してあるか。 (2) 0.75mm² 以上のコード又はキャブタイヤケーブルで、損傷していないか。 (3) 配線は 1 m 以下ごとに支持してあるか。 (4) 配線に電球又は器具の重量がかかっていないか。 (5) ショウケースと屋内配線及びショウケース相互間の接続には、差し込み接続器などを使用しているか。その接続状況はよいか。		適宜 1 回/年 適宜 1 回/年 1 回/年	
90.　臨時配線 （電技解釈第 180 条）	(1) 本設とするべきものを、臨時配線にしていないか。 (2) 施設場所と使用電線は適正か。 (3) 漏電遮断器を施設しているか。	1 回/月 適宜 1 回/月		
91.　管灯回路が 1,000V 以下の放電灯工事 （電技解釈 185 条） （内線規程 3220 節）	(1) 放電灯は、容易に触れる恐れのないように施設されているか。 (2) 使用電圧が 300V を超える場合、放電灯用変圧器（絶縁変圧器）が使用されているか。 (3) 変圧器外箱の接地線は外れていないか。	1 回/月	適宜 適宜 1 回/年	
92.　管灯回路が 1,000V を超える放電灯工事 （電技解釈第 186 条） （内線規程 3225 節、3230 節）	(1) ネオン変圧器は造営材に堅牢に取り付けられているか。またラス張り、トタン張りなどの木造造営材に施設されるネオン変圧器には、絶縁の措置が講じてあるか。 (2) ネオン変圧器のピッチ、ブッシングなどに異状はないか。 (3) 1 次側配線と、ネオン変圧器リード線の接続部はよいか。 (4) ネオン変圧器の外箱、金属箱及び金属枠等の接地線は外れていないか。 (5) 管灯回路の配線及びネオン管の管極部が、造営材を貫通する場合は、その部分を難燃性及び耐水性のある堅ろうな絶縁管に収めているか。 (6) 電線と造営材との離隔距離は適正か。 (7) がいし、がい管の破損、脱落はないか。また、バインド線のゆるみ、外れはないか。	1 回/月 1 回/月 1 回/月 1 回/月	適宜 1 回/年 1 回/年 1 回/年 適宜 適宜 1 回/年	

１２．保守体制

項　目	細　　目	点　検		
		月次	年次	メモ
93.　保守員	(1) 保守員は確保されているか。 (2) 主任技術者不在のときの代務者は決められているか。 (3) 保安規程に基づく安全教育を行っているか。		1回/年 1回/年 1回/年	
94.　事故時の体制	(1) 事故時における主任技術者等、関係箇所への連絡体制は明確にされているか。 (2) 災害時における、保守員の動員計画はよいか。 (3) 責任者及び主任技術者の連絡先電話番号を一般送配電事業者に通知してあるか。		1回/年 1回/年 1回/年	
95.　安全作業	(1) 労働災害防止の対策が講じられているか。 (2) 電気取扱者には低圧、高圧電気取扱者電気安全特別教育を受けさせているか。		1回/年 1回/年	
96.　測定器類	(1) 絶縁抵抗計、接地抵抗計、電圧計、電流計、高低圧検電器は整備されているか。 (2) 測定器の定期校正記録は整っているか。 (3) 必要に応じて非接触型温度計、照度計、相回転計等を整備しているか。		適宜 適宜 適宜	
97.　停電対策	(1) 非常用照明および誘導灯等が適切に整備されているか。 (2) 懐中電灯が整備されているか。		1回/年 適宜	
98.　操作用具 保護用具	(1) フック棒、高低圧検電器、電気用安全帽、高圧用ゴム手袋、電気用ゴム長靴、絶縁シー ト、短絡接地器具、電気作業諸標識は整備されているか。 (2) 絶縁用保護具等の定期自主検査の記録は整っているか。また、3年間の保存があるか。		1回/年 1回/年	
99.　関係書類等	(1) 電気関係図面は整備されているか。 (2) 保安規程の内容に変更がある場合は、適切に届け出がされているか。 (3) 運転操作心得等は、見やすい場所に掲示してあるか。 (4) 運転日誌、作業日誌は整備されているか。		1回/年 1回/年 1回/年 1回/年	
100.　記録等	(1) 月次・年次点検記録は3年間保存されているか。 (2) 事故記録は整っているか。 ・感電又は破損事故による傷害（死亡又は治療の為に入院を要する負傷） ・電気火災事故（半焼以上） ・主要機器の損壊事故 ・波及事故（配電線停電をしたもの） （電気関係報告規則第3条）		1回/年 1回/年	

電 気 安 全 関 東 委 員 会

〒100-0006
東京都千代田区有楽町 1-7-1
有楽町電気ビル北館 4F
（一社）日本電気協会　関東支部内
TEL.03-3213-1678　FAX.03-3213-1746